

平成19年 第9回

教育委員会臨時会会議録

平成19年11月27日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2249号

平成19年第9回臨時会

日 時 平成19年11月27日（火） 10時00分 開会

場 所 教育委員会室

「出席委員」	委 員 長	小 島 洋 祐
	委 員	横 矢 真 理
	委 員	五味原 康
	委 員	澤 孝一郎
	教 育 長	高 橋 良 祐

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	川 畑 青 史
	庶 務 課 長	山 本 修
	教育政策担当課長	堀 二三雄
	学校施設計画担当課長	野 澤 靖 弘
	学 務 課 長	安 部 典 子
	生涯学習推進課長	佐 藤 國 治
	図書・文化財課長	宮 内 光 雄
	指 導 室 長	藤 井 千恵子

「書 記」	庶務課庶務係長	岡 田 圭 子
	庶務課庶務係	荻 原 幸 子

「議題等」

- 第1 会議録の承認 第2239号 平成19年第5回定例会（平成19年5月8日）会議録
 第2240号 平成19年第6回臨時会（平成19年5月22日）会議録
 第2241号 平成19年第6回定例会（平成19年6月12日）会議録

第2 教育長報告事項

- 1 指定校変更の申立て及び区域外就学の承諾に関する審査基準及び事務処理要綱について
- 2 学校選択希望制集計結果について
- 3 学校給食残菜の処理方法の追加について
- 4 港陽中学校プール開放について

第2 協議事項

- 1 港区における生涯教育の施策の方向づけについて
 - （1）学校教育の環境整備について
 - （2）社会教育の施策について

「開 会」

○小島委員長 平成19年第9回港区教育委員会臨時会を開会いたします。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○小島委員長 本日の署名委員は、五味原委員、お願いいたします。

第1 会議録の承認

第2239号 平成19年第5回定例会（平成19年5月8日）会議録

第2240号 平成19年第6回臨時会（平成19年5月22日）会議録

第2241号 平成19年第6回定例会（平成19年6月12日）会議録

○小島委員長 それでは、早速日程に入ります。日程の第1、会議録の承認。第2239号 平成19年5月8日開催、第5回定例会。第2240号 平成19年5月22日開催、第6回臨時会。第2241号 平成19年6月12日開催、第6回定例会、以上3件について、このとおり承認ということよろしいですか。

(異議なし)

○小島委員長 それではこのとおり承認いたします。

第2 教育長報告事項

1 指定校変更の申立て及び区域外就学の承諾に関する審査基準及び事務処理要綱について

○小島委員長 続きまして、日程第2、教育長報告事項に入ります。

まず、1番目。指定校変更の申立て及び区域外就学の承諾に関する審査基準及び事務処理要綱について、学務課長、お願いします。

○学務課長 資料ナンバー1をご覧くださいと思います。指定校変更及び区域外就学に関する要綱の概要とあります。今回、指定校変更の要綱、区域外就学の要綱を併せて整備したいと考えております。これまで、指定校変更、区域外就学というものにつきましては、教育委員会学務課の中で内規として基準は持っていましたが、これからご説明するような背景がございまして、要綱という形で定義したものでございます。

まず指定校変更と区域外就学の違いを下の枠囲みの中に記載しております。指定校変更というのは、港区に住所のあるお子さんが、指定校以外の区立学校へ入学することで、例えば区内で住所を変更したのだけれども、その場合、本来ならば住所のある学区の学校が指定校になるのですが、元の住所地の学校に行きたいといった場合、指定校変更という形で受け付けます。区域外就学は、区外、要するに港区に住所のないお子さんが、港区の学校に入学を希望する場合に区域外就学といいます。

それでは、1に戻りまして、本要綱制定の背景でございます。まず、1点目としましては、指定校変更制度の公表についてということで、平成15年度に学校教育法施行規則が改正されまして、「教育委員会は指定校変更の要件及び手続に関し必要な事項を定めて公表すること」という内容が

追加されております。こういった流れから、国及び都から通知が来ております。(2) 国及び都からの通知ということで書いていますが、指定校変更の要件と手続を未だ公表していない自治体は、平成20年、来年の1月中に公開をするようにとの通知がありました。これまで、指定校変更につきましては、国の方でもいろいろ議論が取り上げられておりまして、例えば規制改革、民間開放の推進に関する第三次答申の中でも公表するよにということですから。例えば、いじめの対応、通学の利便性などの地理的な理由、部活動、学校独自の活動と、こういった事由については、どの市町村においても、就学先の変更が認められてよいのではないかという議論もされております。またそれに伴って、指定校変更の手続と要件を公表するよにということも出てきています。それを受けまして閣議決定もされております。こういった流れで、文部科学省、東京都から指定校変更の手続について早く公表するよにという通知が区教育委員会に来ております。こういった背景がありまして、今回要綱という形で制度化を図ります。

本要綱の概要でございますけれども、要綱は2種類、指定校変更と区域外就学それぞれにございます。そういった小中学校の就学に関する制度について、保護者の申立てに関する審査基準と事務処理手続を定めております。

また、国からの通知は指定校変更に係る部分ですが、あわせて区域外就学についても制定をします。(2) としまして、指定校変更の申立て要件を満たし、かつ、一定の審査基準に該当した場合、教育委員会は承認をすることになります。承認することによって、当該学校の児童数が増加して、学級編制をはじめ学校運営に支障を来す場合は承認しない場合があるということになっております。

3番として、指定校変更制度の公開方法としまして、教育委員会公式ホームページで来年1月に公開する予定で進めております。

1ページをお開きいただきたいと思います。次が具体的な事務処理要綱という形にまいります。まず最初に指定校変更の申立てに関する審査基準及び事務処理要領になっております。趣旨としましては、手続、審査の基準、事務処理手続を定めるというものでございます。

第2条は定義ということで、児童、生徒、保護者という用語の定義をしております。対象者、それが指定校変更の申立てができるのかということについて第3条において、児童生徒の保護者で、次の各号に掲げる要件をすべて満たすもので、区内に本人と保護者が同居していて、区内に住所を有するものとしています。申立てにあたって、通学時間、通学方法などを明確にすること、それがまた適性であることとしています。

3点目としまして、保護者が通学上の責任を持つことを承諾すること。4点目として、承認期間終了後は、教育委員会が指定する区立校に就学することとし、対象者の要件を掲げております。

手続としましては、指定校変更申立書を提出しなければならない。これにつきましては、おめくりいただきまして、7ページ目です。指定校変更申立書という形で様式を定めております。申請者は教育委員会の指定する申請の事実関係をあらわす書類を申請書に添えなければならないと書いております。例えば、医師の診断書が必要な場合もございます。

審査としまして、別表に掲げる審査基準により審査をするとしておりまして、その別表が4ペー

ジになります。ここが実際の審査基準という形になっているのですが、ここは詳しくご説明差し上げます。まず、区内転居後の継続通学の場合。区内転居後、子どもが転居先の住所地の指定校に就学することが、本人にとって著しい環境の変化にあたるため、継続して転居前の学校に就学することが望ましいと認められる場合ということでございます。これは小学校と中学校の第2学年以上の場合には卒業までの期間の許可について申請することができます。小学校1年生、中学校1年生の場合は学期末、または学年末までということで、教育委員会が必要に応じて指定をするという形になります。

二つ目として、区内転居予定ということで、住宅の購入、改築により、おおむね1年以内に転居することが確実であるため、児童生徒が転居予定地の通学区域の指定校にあらかじめ就学することを保護者が希望する場合。これはどういう場合かと申しますと、例えば、芝浦や港南の地域にマンションを買う予定があり、それが確実であることから、今は赤坂に住んでいるのだけれども、初めから芝浦や港南の学校に通いたいといった場合にこれが該当してきます。この場合は、建物の売買契約書の写しですとか、賃貸借契約書の写しを添付することになります。

3点目として、放課後の預け先に伴う配慮でございます。親の就業等の理由によって、子どもの帰宅時間に保護者が自宅に常時不在の状況にあるため、放課後、児童が保護者の親族、または保護者の勤務先で過ごすため、預け先の住所地の通学区域の区立学校に就学することが望ましいと認められる場合。親が仕事をされていて、日常的にうちにいないので、祖父母がいる地域の学校に通うといった場合でございます。この場合も勤務証明書や預かり証明書等の書類が必要です。

身体的理由ということで二つ挙げております。病気の場合、子どもが病気により長期的、定期的に通院が必要な場合、通院の便を助けるため、その病院のある学区域に就学することが望ましいと認められる場合です。これは医師の診断書をつけて申請することになります。(2)でございますけれども、子どもが身体的理由により、住所地の通学区域の学校に通学が難しいという場合、通学しやすい区立学校に就学する場合です。例えば、これは通学区域が広いので、隣接学区域に通った方が近いという場合で、身体的負担を軽減することから、このような場合は認めます。

5番、性格面での理由による継続通学。転居により子どもが転校することにより、不登校、新環境への不適応が懸念されるため、継続してもとの学校に就学することが望ましいという場合です。

6番目、教育的配慮。(1)としてははじめ、他の児童または生徒との関係で当該児童が心に深い悩みを持つ場合、または不登校であるために転校が望ましいと認められる場合。(2)としては、児童または生徒が特別支援学級に入級するため、その学級を設置する区立学校に就学する場合でございます。

7番に兄弟関係。指定校を変更して、兄弟が在学中である区立小学校に児童が就学することが教育上望ましく、かつ、当該児童及び保護者の負担を考慮し、当該区立小学校に就学することが望ましいと認められる場合。これは兄弟がいる場合、兄弟のいる学校に転校することの場合です。

8番目は部活動でございます。これは中学校だけの事項になります。指定校に生徒が希望する部活動がない場合、部活動に特別な配慮を要する、そういった事由がある場合にということになります。

その他としまして、ほかに相当する事由がある場合は認めるという形になっています。これが指定校変更の基準でございます。こういった審査基準で審査をしていきます。この基準につきましても、今、ご説明差し上げましたことにつきましては、現在も同様の形でやっておりますので、変更するものではございません。

2 ページにお戻りいただきまして第 6 条でございます。承認または不承認ということで、申請を受け取って、審査基準に該当すると認める場合は、変更承認通知書により通知するという手続の認定日を記載しております。また、逆に認めない場合、不承認通知書により通知します。

また、第 7 条は意見照会等で、審査にあたって、必要に応じて教育委員会が行うことができるものです。関係する学校長の意見についての照会をすること、申立てに係る子どもの保護者に対して、関係の学校長との面接を課す、こういったことを教育委員会が必要に応じて行うものです。

第 8 条は承認の取消しで、三つの場合、取り消すことができます。第 9 条には承認期間満了に関する通知という形で督促という、特別な措置を定めるということで第 10 条に定めております。この要綱につきましては、12 月 1 日から施行するという形になっております。

ページをめくっていただきまして、7 ページが様式関係になっておりまして、これが申立書、8 ページが承認通知書でございます。9 ページが不承認通知書でございます。10 ページから区域外就学の処理要綱になります。基本的には対象者、基本的なくくりは指定校変更と同じなのですが、区域外就学という特質から、対象者の部分の要件が変わってまいります。第 3 条でございます。要件としましては、第 3 条（1）生徒の住所が港区にないことと、申請書に子どもに係る世帯全員の住民票の写し、またはこれは施行令第 5 条 1 項に規定する通知のうち、住んでいる区から就学通知書というのが出ますので、その通知書の写しを添える形になります。あと、3 番としては通学時間の関係、それと 4 番としてはその通学に係る保護者の責任、期間満了後の取り扱い、そういう形で記載しております。

次に区域外就学の審査基準で、1 番、区外転出後の継続通学でございます。これが申請理由の中で多いものですが、子どもが区外に転出した後、区外の住所地の教育委員会が指定する学校に就学することが適当ではない、著しい環境の変化があるため、継続して今の籍のある港区の学校に就学することが望ましいと認められる場合で、区外転出後の継続通学でございます。2 番としまして、区外一時転居。これは家の建てかえ等で一時的に区外に転出し、同じ住所に戻ってくるということを前提として港区の学校に就学を認めるというもの。逆に区外にいるのだけれども、区内に転居することが確実な場合が 3 でございます。4 番、身体的理由というのは、これは指定校変更と同じです。5 番は、家庭の事情ということで、これは保護者の長期入院や遠隔地への赴任、行方不明、死亡等により、子どもを監護できない状態にあるため、希望者の親族に児童または生徒を預け、その住所地の通学区域の学校へ通学することが望ましいと認められた場合。住民票は区にあるのですが、その子どもを監護する者が区内にいる場合、その通学区域の学校へ、港区の学校へ認めるということです。6 としてその他を指定しております。

15 ページが、区域外就学申請書の様式でございます。申請書 16 ページが相手先、住所地の他区市町村への協議書が 16 ページとなっております。17 ページは住所地の区市町村の教育委員会

から港区の教育委員会に対して、港区の学校へ就学することについて承諾したというものになります。18ページが港区の教育委員会から本人に通知するもの。19ページは、これは不承諾の場合に本人に通知するものです。以上でございます。

○小島委員長 ただいまのご説明に対して、何かご質問ございますか。

○澤委員 2点ほどあります。まず今まで内規で審査基準があったわけですが、こういう要綱という形で公にすることとは今回初めて。ただ、この1ページ目の制定の背景というところで、もう既に平成15年に手続に関し必要な事項を定めて公表するという通知が追加されましたと書いてあって、それで、平成20年1月にはもう最後通告ですよというような感じで来たように、これを見ると見受けてしまうのです。ではなぜ公表がそのように遅れたのかという、それは何かあるのですか。この文面だけからすると、やらないところが多いから、国が、あるいは都が業を煮やして最後通告をしたようにみえますが。

○学務課長 これに関しましては、やっていない自治体が多かったという実態を受けて、国が通知をしてきたものです。その理由としましては、やはり指定校変更等を一概に文章化した場合について、いろいろな意見がありまして、なかなか進まなかったものです。

○小島委員長 その点に関してですが、逆に今日の公表の内容を見ますと、学務課長が言っていたいろいろな点というのはうかがい知れないような気がします。

○澤委員 それで、この審査基準の細かなことなのですが、特に指定校変更の場合の例で、2番の区内転居予定ということで、他区等から港区に転居する予定で、港区の学校に入りたいという申請を承認する。この承認期間が転入するまでというのは、その後は当然だからという意味ですね、これは。

○学務課長 はい、そうです。

○小島委員長 今の区外から転入する人は、指定校変更ではないですね。

○澤委員 ああ、そうですね。区外も同じなのですか。

○学務課長 区外の転入予定というので、転入してしまえば、そこが指定校になります。

○澤委員 これも同じことですよ。それから承認期間というのは対象児童ということでしょうから、7番の兄弟関係ということで、これは当然、例えばお兄ちゃんお姉ちゃんが卒業してもご本人が卒業までと、そういうことですよね。

○学務課長 原則はそうですが、状況に応じて教育委員会が指定することを可能としています。

○五味原委員 この13ページの区外へ出た場合ですが、1番の区外転出後の継続通学のこの下の方を見ますと、継続して現に籍のある区立学校に就学することが望ましいと認められた場合、この辺はだれがこれを審査するのですか。

○学務課長 審査するのは教育委員会になりますが、具体的には保護者から子どもの状況を伺う等しています。

○五味原委員 学務課の職員でこれを決めるわけですね。

○学務課長 事務局次長専決ですが、一義的には事務方の方で受け付けますので、通学することが望ましいと認められる状況については、学務課の職員がお子さんの状況を把握します。

○五味原委員 この部分が一番はっきりしていない。そういうことですか。

○小島委員長 ほかにございますか。

○澤委員 これは補足的な話ですけれども、随分前に私どもが学校選択希望制を導入する前に、学区域に関しては、国の方から柔軟な対応をなささいというような、何かアドバイスみたいなのが出ました。そういう点でこの審査基準を見ると、例えば、中学校の場合に部活動でも学区域が変更できるのだから、何か随分柔軟に対応しているという印象を受けました、この審査基準というのは。

○学務課長 国は、いじめへの対応ですとか、住宅上の利便性の関係、地理的な問題とか、あと部活動といったものについては認めていいと考えています。これらは許可基準として取り入れております。

○澤委員 私どもが、学校選択希望制を導入するときも、これだけ柔軟に対応しているのだから、わざわざ申請書を出さなくても、行きたいところに行くようなシステムが時代の流れなのかと。学校選択希望制に踏み切った理由の一つに、こういう背景もあったのですけれども。

ただ、学校選択希望制で今問題になっている、兄弟枠という視点から考えると、この7番の兄弟関係で、兄弟が行っていれば、そこに行きたいということも一考する必要もある。

○澤委員 一応審査の対象で、承認するかどうかは教育委員会側ですけれども。それとの関連もあって、学校選択希望制で兄弟枠を見直すというときも、これとの整合性をきちんとしなさいといけません。

○学務課長 兄弟枠につきましては、同じように地方自治体として、こういった形で手続をするからには、やはり兄弟枠というのは一定程度、理由としてあつてしかるべきなのかというところがあります。これを学校選択希望制とどうすり合わせていくかというところは課題としてまだ残っているのです。これはあくまでもこういう場合は認めますという部分で、認めるか認めないかという最終的な、新入学に係るときですから、どちらをどういうふうにしていくかというのは、今後検討していきたいです。

○小島委員長 この点については、学校希望選択制のときに、兄弟枠の関係で、今後指定校変更については一考を要しますというのは前の教育委員会で議論されたところですから、澤委員のご指摘のとおりでございます。そうすると、審査基準はあくまでもこれに該当すれば認めるしかなくて、この基準に基づいて審査しますということですね。

○学務課長 基本的には、この審査基準に該当したから無条件で認めるというわけではなく、やはり学校運営上の問題ですとか、施設的な面からの制限もございますので、学級の数ですとか、そういったものも当然検討した上で認める、あるいは認めないということがあります。

○小島委員長 そのほか、何かご質問ございますか。なければ、この報告はこの程度で、次にまいります。

2 学校選択希望制集計結果について

○小島委員長 2番目の学校選択希望制集計結果について、学務課長、お願いします。

○学務課長 資料ナンバー2です。学校選択希望制を11月20日現在でお出ししております。今

年の結果ですが、表の見方としましては、左側が学校名、(a)の欄が通学区域内の入学予定者数、(b)が通学区域外からの希望者数、合計でございます。受け入れ上限数としてどのぐらいの数を設定しているか、それと抽せんの有無ということでございます。今回、今年は抽せん校がふえまして、小学校6校、芝小学校、赤羽小学校、高輪台小学校、白金小学校、本村小学校、青南小学校。中学校は3校で、高松中学校、六本木中学校、高陵中学校になっています。ちなみに、昨年度は抽せんは小学校2校、中学校2校でした。今後、12月5日に抽せんを行いますので、それを受けて、2月を目途に入学者の確定をしていきたいと考えております。以上です。

○小島委員長 ただいまのご説明に対して、何かご質問ございますか。

全体の児童数は、去年と比べて、小学校、中学校どうなのでしょう。

○学務課長 小学校は、昨年度は現時点では1,282人でございました。若干ふえていると思います。中学校は1,168人でしたので、こちらは57人ふえています。

○五味原委員 この通学区域内の入学予定者は、住民票の上で、該当児童が御成門小学校、芝小学校は対象者に対して入学希望者のパーセンテージが高いと思います。この辺の高いところと非常に低いところを教えてください。

○小島委員長 教育委員会でこの集計表を出していただくときに、この当該学校区の学齢児童の数も掲出してもらいたいのですが。

○学務課長 それは公立への就学率という話でしょうか。それとも学区域の学校に就学する児童生徒の割合ですか。

○五味原委員 学区域にいる学齢児の数です。

○学務課長 学齢児の数ですね。

○五味原委員 それが出てると非常に先に対する考え方がしやすくなるのです。

○学務課長 御成門小学校が51、芝小学校が49、赤羽小学校が72、芝浦小学校が99、御田小学校が70、高輪台小学校が111、白金台小学校が90、三光小学校が93、神応小学校が31、港南小学校が128、麻布小学校が83、南山小学校が46、本村小学校が46、筈小学校が78、東町小学校が43、赤坂小学校が71、青山小学校が43、青南小学校が77、港陽小学校は81。

○小島委員長 ついでに中学校も。

○学務課長 中学校は御成門中学校が56、三田中学校が151、高松中学校が168、港南中学校が171、朝日中学校が91、六本木中学校が126、高陵中学校が106、赤坂中学校が68、青山中学校が111、港陽中学校が60。今の数字は20日現在ではなく、11月12日現在のものです。

○五味原委員 わかりました。ありがとうございます。

○小島委員長 これを見ると、やはり東町小学校がちょっと一番きつい感じですかね。

○澤委員 そうですね。東町小学校と神応小学校が前回に比べると半分。

○小島委員長 それでも半分、学齢児童の半分は来ている。

○澤委員 そうなのですけれども。東町小学校はそういう意味では、パーセンテージが低い。

○小島委員長 低いです。改めて、ご質問のある方は。

この高松中学校で、通学区域内の入学予定者が142になって、受け入れ上限数が110なのですが、抽せんしても入れない人が出てくる可能性があるのですか。その可能性はほとんどないですか。

○学務課長 私立中学の受験が終わってみないことにはわかりませんが、結果として数名が入れないという場合もあります。結果として入れたという場合もあるので、今の段階で中学については何も申し上げられません。

○小島委員長 学区域内の生徒は、例えば142名で受け入れが110名ですが、全員入れるのですよね。

○学務課長 学区域内の希望者は全員受け入れます。

○小島委員長 そういう可能性はないと思うのですけれども。

○澤委員 今年は大本木中学校が、昨年に比べると随分減ったのですね、70名ぐらい。これでも抽せんだから、減ったふえたは余り重要な意味はないのですけれども。残念ながら朝日中学校が減りましたが。学校によって多少差がありますけれども、中学校の場合は大体この時点での希望者の半分ぐらいしか来ないですね。

○小島委員長 高松中学校はぐんと減ってしまって、抽せんなしになったのでしたか、そのようなことはなかった、去年。

○学務課長 去年は全員入れました。

○小島委員長 去年は全員入れたのですね。

○澤委員 全体的に見ると、芝小学校が驚くような増え方ですね。全体の傾向は残念ながら余り簡単には変わらないですね。

○小島委員長 この数を見ると、学校選択希望制をとったからといって、全体的には別にそんなに不都合はないような感じですよ。東町小学校と、逆の意味の芝小学校というようなところはあるけれども、それ以外にはどうなのでしょう。選択希望制をとったからといって、極めて深刻な事態になるようなアンバランスが生じたというところまでいっていないような気がするのですけれども。ほかに何かご質問ございませんか。よろしいですか。

3 学校給食残菜の処理方法の追加について

○小島委員長 それでは、次に移ります。次は、学校給食の残菜の処理方法の追加について、学務課長、お願いします。

○学務課長 資料ナンバー3をご覧くださいと思います。先生方のお手元にはパンフレットはありますか。学校給食の残菜の処理方法の追加です。残菜処理は堆肥化により処理していますが、それに加えて一つ新たな方法を追加します。

現在、学校給食の残菜は平成16年度からのエコ給食ネット事業で、堆肥化を行っております。この方法は下に枠囲みで書いていますが、概要としまして、学校に設置した生ごみ処理機で乾燥処理した後、堆肥工場で有機肥料にして、その肥料を使用している農家から学校給食の野菜を購入し

て、給食の食材として使用するという循環型のリサイクル事業に取り組んできたところなのですが、食品のリサイクルの方法ということでは、堆肥化のほか、飼料化、家畜のえさにする方法、またバイオ処理などの方法があります。来年度から新しい方法を追加し、処理の効率化を図りたいと考えております。

その方法が1として書かれています、バイオ発酵によるエネルギー回収でございます。生ごみをメタン発酵させて、メタンガスを主成分とするバイオガスを回収し、そのガスを発電に利用する食品リサイクル方法です。CO₂の削減とダイオキシンの発生を抑制できるということでございます。メリットとしましては、生ごみの全量処理が可能であることでございます。現行の方法は、生ごみ処理機による処理が可能な一定の容量がありますので、全量処理ができない状況です。生ごみ処理機に投入しきれなかったものについては、一般廃棄物として処理しています。バイオ処理の場合はすべて処理ができます。

あと、メリットの2点目としまして、リサイクル品が電気と熱であることから、都市部での需要は安定しているので、需要不安が少ない処理方法であるということでございます。堆肥や肥料化という方法ですと、利用してくれるところがないと、売れ残ってしまうということもございまして、そういったものが今回の場合、少ないということでございます。また処理経費を低減することができます。生ごみ処理機を購入し設置することは、初期投資をし、さらにそのメンテナンスが毎年必要ですので、その部分がなくなるということ。処理費と運搬費用のコストだけになります。4点目としまして、環境教育の教材としての利用の可能性を考えております。食品のリサイクルの方法としては堆肥化だけではなくて、違う方法もあるのだということも、子どもたちの教材の一つとして使用できないかと考えております。

そういう関係で、(3)学校教育とのかかわりということで、処理工場のビデオの貸し出しも可能ですし、別途工場の社員の方を講師で招聘することも可能です。また、子どもたちが処理工場に見学に行きたいということであれば、見学も受け入れるという形でございます。

また、委託業者ではリサイクル報告書を作成します。食品廃棄物の処理方法や、電気の発電量、CO₂の削減量などをまとめ、これを授業で使うことが可能と考えております。

実施予定校としましては、現段階で生ごみ処理機が入っていない学校、小中学校合わせまして9校あります。そこを予定しております。実施予定時期としては、20年4月1日です。

今、お手元にお配りした城南島食品リサイクル施設という、ここが具体的な受入先になっていますが、環境保全に万全を期した自然循環型の社会をつくるということでパンフレットができております。

ごみを持ってきて、選別機で選別した後、調整層に入れてメタン発酵層に入れ、発電しているということでございます。工場では自分のところで電気を発電していますので、電力を買うことなく、自社の電気で自社の工場を動かしております。それを残った分を売電しているということです。一番最後には場所が書かれておりまして、大田区の城南島のスーパーエコタウン内にあるということでございます。以上でございます。

○小島委員長 ただいまのご説明に対して、何かご質問ありますか。

○横矢委員 このバイオエナジーという会社には、ほかの区の小学校ももう既に同じようなことをされているのでしょうか。

○学務課長 23区は持ち込んではいないようです。多摩地域の学校で指定しているということでございます。

○横矢委員 それはもう実績が見えているというか、もう何年かやっていたらっしゃるのでしょうか。

○学務課長 バイオエナジー自体は最初です。会社は比較的新しい会社であることは間違いないのですが、何年かというのは資料ないのでわかりません。こういった工場は国内では少ないと思います。

○横矢委員 興味深いのですが、どういう結果になるのかがイメージできないところがあります。残菜はすごくふえていっているのですか。それを減らすという方向というのは。

○学務課長 残菜については、生ごみも含めての処理になるので、統計的なところはまだとれていないのですが、現場にもいろいろ確認しましたが、最近大きくは変動していないということです。残菜を減らすためには、献立の工夫をすることが方法のひとつです。子どもが好きなメニューを入れれば残菜は減るのですが、子どもの好きなものばかり給食で出すというのは学校教育の観点から違うと考えます。食べられなかったものを食べられるようにしていく、そういった献立の工夫が一番大事だと思っています。

○横矢委員 献立の工夫が実っていけば、残菜は減っていくという方向になるということですか。

○学務課長 減らしたいと思います。

○横矢委員 減らしたいと思っているのですね。うまく処理してもらえるから、残してもいいと子どもが考えないようにしていただきたいと思います。

○小島委員長 ほかに何かございますか。

○澤委員 1点だけ。今回生ごみ処理機がないところということで9校、小学校8校、中学校1校ということですが、ごみは全量処理が可能ということで、今横矢委員が言われるように非常に興味深い、エネルギーのリサイクルという視点で興味深いです。ここに任せると予算はどのぐらいになるのですか。

○学務課長 来年度9校実施するとした場合、今のところ予算としましては400万円ぐらいかかります。全校で400万円。

○小島委員長 年間？

○学務課長 年間です。

○小島委員長 出すだけですね、今の説明だと。学校の残菜を何かに運んで持っていくだけの費用で済むのですか。

○学務課長 運搬と処理費です。

○五味原委員 では今のこの9校の処理費というのはどのぐらいかかっているのですか。

○学務課長 今は一般廃棄物処理業者が処理をしています。

○五味原委員 一銭もかけていない。

○小島委員長 400万円というのはちょっとおかしいような気がします。処理費は別としても、

運搬費としても。生ごみ処理機が1万円ぐらいで、そのランニングコストが。

○五味原委員 400万円とは安すぎると思うのです。どう考えても。これだけの地域から運ぶにしても。

○澤委員 安いのは結構なことなのですけども。

○小島委員長 原料を学校から購入するのではなくてただでもらう、向こうは。

○五味原委員 運搬費だけ考えても、週に1回にしても、9校を回ると。

○学務課長 生ごみ処理機を設置したのは、生ごみ処理機はいろいろなサイズがあるので一概に言えないのですが、今年度予定していたところは1校平均400万円の生ごみ処理機を買う予定でした。それに対して、これまで設置したところがあるのでメンテナンス費用というのがありまして、それにつましては、小中で合わせて300万円ぐらいの予算で維持管理をしています。これは予算ですので、実績とはまた違いますけれども、このぐらいの予算はとっています。

○五味原委員 今回のこの処理方法にかかる費用というのを、年間全部で400万円ですか、1校につき約400万円ですか、平均で。もう一度確認しておきます。

○学務課長 これは年間9校で400万円です。

○五味原委員 年間9校で考えられますか。

○次長 全体をわかりやすく言いますと、生ごみ処理機でやる際には、まず初期投資が1台400万円。それから、メンテナンスが100万円、それから電力を使いますので電力料金がかかります。全量処理できませんから、残ったものが一般廃棄物として出すので、その分もまたお金を払うという形です。今回ののは、全量持って行って焼却して、それを売電するので、向こう側からすると、原料はある意味ただで入手して売電をするので、要するにその分かなりコストが安くなるという部分があるのです。

○五味原委員 集めるのは、この業者の方で集めに来るのですか。

○学務課長 そうです。学校を回ってもらうようにします。それは週3回にするかとか、週2回にするか、そういうところで価格は変わってくると思います。

○五味原委員 なるほど。わかりました。

○小島委員長 ほかに何かございませんか。

となると、それでは全部これにしまった方が安い、簡単に言えば。ただ学校教育の環境教育のために堆肥にして農家で使ってもらって、そこをまた購入してと、そこも残しておかなくてはならない。

○学務課長 やはり学校給食の有機野菜を買うという部分がございますので、そこは当面は維持していきたいと思います。

○小島委員長 それではこれはこの程度にします。

4 港陽中学校プール開放について

○小島委員長 続きまして、港陽中学校プール開放について、生涯学習推進課長、お願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、資料番号の5番をごらんください。港陽中学校プールの開放につ

いてご報告いたします。まず、来年、港陽中学校室内プールについて、5月に地域への一般開放を予定しております。それに合わせ、開放に向けての整理及び規定の整備を含め、準備を進めてまいります。

現在、御成門中学校、高松中学校、それから赤坂小学校及び本村小学校の4校の室内プールを通年にわたり、学校教育に支障にない範囲で開放しております。平成8年の港陽中学校開設当初ではなく、約10年たった今開放ということですが、当時台場地区の定住がまだ進んでいないこと、それから近くに辰巳国際水泳場があること、また財政難であったことから見合わせたと聞いております。現在は台場地区では港陽小中学校の体育館等の一般開放が盛んになってきた中で、プール開放にも取り組んで、スポーツの場を提供していくものでございます。

開放日は木曜日から日曜日とし、現在開放している他の学校と同様とします。また、料金は大人が300円、小中学生100円ということで、今開放しているところと合わせて実施予定でございます。

なお、主な準備のためのスケジュールでございますが、資料で、11月から12月にかけては学校との条件整理ということで、動線の確認、出入りの確認等を行います。1月から3月にかけては、その条件整理に伴う必要最小限の整備。例えばサインの協議であるとか、そういったものを考えています。それから、3月には、「港区立学校屋内プールの使用に関する規則」の改正を予定しております。あと、4月については、開設のための準備として、券売機等そういったものを設置するなどの準備をしてまいります。それで、5月1日プール開放予定ということでございます。報告については、以上でございます。

○小島委員長 ただいまのご報告について、何かご質問ございますか。

今まで、港陽地区には、公のプールというのは何かあったのですか。

○生涯学習推進課長 公のプールはなくて、港陽中学校のプールを、港陽小とにじのはし幼稚園が主に使っていました。また、台場保育園も利用していたというようなことを聞いております。

○小島委員長 台場の住民の方にとっては非常に便利になりますよね。大変結構なことでございます。

○教育長 当然これは通年になるわけですから、ランニングコストもそれなりにかかっていくわけです。学校教育、今、港陽小学校、中学校、夏の期間だけのプールの活動になっているはずですが、通年という形ですから、そういう教育課程の中でも通年で使えるのだということでの教育課程を組んでいくと、こういうことが一つ必要になってくるのではないかと思います。その辺、よろしく願います。

○指導室長 港陽小中におきましては、指導を続けてまいります。

○小島委員長 今まで、港区立中学校で水泳部などというのはあるのですか。

○生涯学習推進課長 港陽中学校では部活動に水泳部があるとお聞きしています。

○小島委員長 水泳部の活動期間はどのようになっていますか。

○生涯学習推進課長 学校の利用期間と同じ、6月から10月のその期間ということで、10月末まで部活動はやっているということです。

○小島委員長 11月以降もできることはできるわけですか、やろうと思えば。

○生涯学習推進課長 11月から5月までの間は水が循環していますので、やろうと思えばできます。

○小島委員長 逆に区民に一般開放することによって、水泳部も通年で活動できるということになるのですか。

○生涯学習推進課長 可能になると思います。

○五味原委員 このプールは、小中学校が併用して使うという形になっているので、たしか底が上げたり下げたりする方式になっているはずなのです。したがって、委託業者との間で、一般開放するときには多分中学校仕様の深さにし、小学校が使うときには上げるという作業をやらなくてははいけない。この辺をよく気をつけて、中学校側、小学校側と連携をしっかりといただかないと大変なことになると思いますので、これは要望でございますが、十分に気をつけていただきたいと思います。

○生涯学習推進課長 その可動式の床であるということ、学校あるいは事業者と打ち合わせをして、事故のないように、また不便のないようにやっていきたいと考えております。

○小島委員長 そのほか何かございますか。

○澤委員 1件だけ。委託業者の決定予定というのは来年3月ということですが、現在4校開放していて、その委託業者というのはふれあい文化健康財団ですか。

○生涯学習推進課長 こちらはふれあい文健財団の方に委託、指定管理という形ではなく、生涯学習推進課が業者に直接委託します。

○澤委員 民間業者と契約するのですか。

○生涯学習推進課長 民間事業者と契約をしています。

○澤委員 現在の4校というのは同じ業者がやっているということですか。

○生涯学習推進課長 現在は各学校で異なる事業者と委託しています。

○澤委員 違う業者が入っているのですか。そうですか。

○小島委員長 ほかによろしいですか。

続きまして教育長報告事項で何かございますか。

○学務課長 1点、ご報告をさせていただきたい点がございます。

特別支援教育の関係で、現在都教育委員会と協議を進めている部分がございまして、その点についてご報告させていただきます。

来年4月に、港南小学校に知的障害の特別支援学級を設置する方向で今進めております。現在、港南小学校にはたけのこ学級と言う肢体不自由の学級がございまして、ここの学級の児童数が来年は1名ないし2名になる予定です。施設に余裕が出ますので、来年度、知的障害の特別支援学級を港南小学校で開設するという事で現在準備を進めております。以上でございます。

○小島委員長 この点について、何かご質問はありますか。

知的障害の子どもに対して、教員は配置されるのですか。

○学務課長 特別支援学級の設置ということになりますので、東京都から正規教員が配置されます。

それに伴いまして、区でも必要な人員、介助員、講師、訓練士等について配置します。

○小島委員長 およそ何名ぐらいを予定しているのですか。

○学務課長 1年目ですので、4人程度確保したいと思っております。

○小島委員長 それは皆さん、港区民でしょうか。

○学務課長 はい、そうです。

○小島委員長 全く新たにそういう学級に入るのですか。

○学務課長 新入学について就学相談をしておりますので、その中から入学をする。あるいは今ほかの学級に通っているけれども、港南の方が近いということで転級する場合もあると考えております。4名在籍すれば教員が2人配置されますので、それを目指しております。

○小島委員長 特別支援学級を充実するということですので、それは非常にいいことだろうと思います。よろしくお願いします。

それでは、報告事項ではかに何かありますか。よろしいですか。

第3 協議事項

1 港区における生涯教育の施策の方向づけについて

(1) 学校教育の環境整備について

○小島委員長 では、続きまして、日程第3、協議事項。

まず、初めに、港区における生涯学習の施策の方向づけ、学校教育の環境整備について、教育政策担当課長、お願いします。

○教育政策担当課長 本日のところ、継続協議でお願いいたします。

○小島委員長 次に、学務課長、お願いします。

○学務課長 本日のところ、継続協議でお願いいたします。

○小島委員長 それでは、この件につきましては、継続協議といたします。

(2) 社会教育の施策について

○小島委員長 続きまして、社会教育の施策について、生涯学習推進課長、お願いします。

○生涯学習推進課長 本日のところ、継続協議でお願いいたします。

○小島委員長 それではこの件についても、継続協議といたします。

これで、予定案件はすべて終了しましたが、何か。特にありませんか。

○澤委員 1点だけ。総合型地域スポーツ・文化クラブ六本木のスタートの式典がこの間あったようです。その状況を聞かせていただけますか。

○生涯学習推進課長 11月18日日曜日、総合型地域スポーツ・文化クラブ六本木の式典がございました。最初に設立総会ということで、規約の承認あるいは事業計画や、予算収支案についてご承認をいただきました。初代会長に綿引敏会長、体育指導委員協議会の会長が就任しまして、その会長のもとに滞りなく設立総会が終了いたしました。午後2時から総勢91名の参加をいただきました。また愛称を小中学校に募集いたしまして、56件応募があり、その中で筈小学校の6年生の

作品「スポーカル」という名称が愛称として採用され、その表彰式も行いました。

○小島委員長 「スポーカル」とは何ですか。

○生涯学習推進課長 スポーツとカルチャーを合わせた意味です。青木順天堂大学助教による『子どもの発育と体育の指導方法について』ご講演をいただいて、3時半には終了いたしました。

○澤委員 無事にスタートして良かったです。

「閉 会」

○小島委員長 それではよろしいですか。これをもちまして、本日の会議は閉会といたします。

次回は12月11日火曜日午後3時からの予定ですので、よろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

(11時11分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 小島 洋祐

港区教育委員会委員 五味原 康